

一般競争入札の実施について（公告）

下記のとおり一般競争入札を行いますので、魚沼市財務規則（平成16年魚沼市規則第49号。以下「財務規則」という。）第138条の規定に基づき公告します。

令和4年9月2日

魚沼市長 内 田 幹 夫

1 入札に付する事項等

- | | |
|------------|--|
| (1) 番号 | 4住整工第1号 |
| (2) 件名 | 市有月岡住宅解体撤去及び整地工事 |
| (3) 履行場所 | 魚沼市 堀之内 地内 |
| (4) 履行期間 | 90 日間 |
| (5) 概要 | 建物概要 木造2階建 2棟 延床面積130㎡
※上記建物以外の撤去物 ブロック、給水管、下水管、ガス管
解体撤去工事
1 仮設工事 1式
2 解体工事 1式
3 アスベスト含有建材処理 1式
4 その他工事 1式
整地工事
5 仮設工事 1式
6 塀解体・整地工事 1式 |
| (6) 入札日時 | 令和4年9月15日（木） 午前9時10分 |
| (7) 入札場所 | 魚沼市役所 本庁舎（303会議室） |
| (8) 設計図書 | 別添設計図書のとおり |
| (9) 予定価格 | 事後公表 |
| (10) 制限価格 | あり |
| (11) 入札保証金 | 免除（財務規則第128条第2号） |
| (12) 契約保証金 | 契約金額の10%に相当する額
（財務規則第129条の規定により免除される場合があります。） |
| (13) 代金の支払 | ①前金払 できる
②中間前金払 できる
③部分払 できる |

※契約締結時に「中間前金払」か「部分払」を選択していただきます。
中間前金払と部分払は合わせて請求できませんのでご注意願います。

- (14) 工事費内訳書の提出 全入札参加者が入札終了後直ちに提出
(工事費内訳書は、両面印刷していただいて結構です。)

2 入札参加資格要件

(1)	単体又は企業体の別	単体
(2)	工種	解体工事
(3)	格付又は評点	・魚沼市建設工事入札参加資格審査規程（平成16年魚沼市告示第62号。以下「審査規程」という。）第6条に規定する経営事項審査により算定された解体工事における総合評定値に基づく <u>評定値を有し、入札参加資格者名簿に登載されているもの</u>
(4)	営業拠点	建設業法第3条第1項に規定する営業所の本店が魚沼市内に所在するもの
(5)	実績要件	—
(6)	配置技術者	建設業法第26条による。
(7)	共通事項	審査規程第2条第1項の規定に基づき競争入札等の参加資格が認められたもので、同条第2項各号に該当しないもの
(8)	その他	—

注) 入札参加資格は、入札参加申込日から入札日までの間において、上記の要件をすべて満たすものとします。

3 入札参加の手続

- (1) 入札参加申請 一般競争入札参加申請書を1部提出（持参）してください。
- (2) 提出先 〒946-8601 魚沼市小出島910番地
魚沼市役所 総務政策部財務課契約係（本庁舎、TEL025-792-9205）
- (3) 入札参加申請期限 令和4年9月7日（水）
- (4) 受付期間 入札公告の日から入札参加申請期限（土・日曜日、祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで
- (5) 入札参加資格の決定
 - ① 入札には、入札参加資格審査の結果、資格を有すると認められる場合に参加できます。資格を有しない場合のみ令和4年9月13日（火）までに書面で通知します。（資格を有する場合は、特に通知をしませんので申請どおり入札に参加してください。）
 - ② 入札参加者名は、入札終了後まで公表しませんので留意願います。

4 その他

- (1) 入札書記載金額 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とす

るので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

- (2) 落札者の決定 予定価格の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とします。ただし、落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

(3) 入札時の注意事項

- ① 入札書は、入札場所において直接提出（郵送不可）してください。
- ② 入札参加申請後であっても、入札を辞退できます。この場合は、書面で届け出てください。
- ③ 代表者は名刺を提出してください。
- ④ 代理人出席の場合は、委任状を提出してください。
- ⑤ 本件は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項の規定に基づき最低制限価格を設定してありますので、最低制限価格未満の入札は無効とします。この場合において、無効入札をした者は、再入札に加わることはできません。
- ⑥ 本公告に示した入札参加資格の無い者がした入札等、財務規則第148条に規定する入札は無効とし、当該入札をした者は、再入札に加わることはできません。
- ⑦ 入札に当たっては、関係法令及び魚沼市財務規則を遵守してください。
- ⑧ 入札で落札者がいない場合、1回に限り再入札を行います。再入札においても落札者がいない場合、予定価格と最低入札者の価格の差が僅少のときは、最低入札者と協議のうえ随意契約を締結する場合があります。
- ⑨ 入札書用封筒は省略していただいて結構です。

(4) 設計図書に関する質問及びその回答

- ① 設計図書等について質問がある場合は、市のホームページから質問書をダウンロードしていただき、照会先へ照会期限までにFAX等で提出してください。
- ② 照会期限 令和4年9月8日（木）午後5時まで
- ③ 照会先 産業経済部都市整備課建築住宅係（本庁舎）
電話：025-793-7991 FAX：025-793-1016
※質問書には必ずFAX番号等連絡先を記載してください。
- ④ 回 答 受け付けた質問と回答については、令和4年9月12日（月）
午後5時までに全入札参加申請者へFAX等で送付いたします。

(5) その他

- ① 下請契約等における市内業者への優先発注等について
市では、かねてより建設工事等の発注に当たって、地域経済の活性化及び市内業者の育成・振興と地域雇用の確保を図っているところです。
つきましては、本件入札参加者におかれましては、下記事項に特段のご配慮をお願い

いたします。

ア 下請発注における市内業者の活用

下請発注においては、市内業者を優先して活用するよう努めてください。

イ 下請発注における建設業法等の関係法令の遵守

下請発注においては、適正な価格で契約するとともに、下請代金を適正な期間内に支払うことなど、建設業法等の関連法令を遵守してください。

ウ 建設資材の購入や建設機器を借入れする場合

施工に必要な建設資材の購入や建設機械を借入れする場合は、市内業者を優先して活用するよう努めてください。